

いつもお読みいただきありがとうございます。

新行政書士事務所 代表の新です。

毎日暑いので水分補給は欠かせませんね。

7月は、韓国に戸籍のない方の帰化申請を、法務局で受付していただきました。結果は後日報告します。

今回は、「放置自動車」の対応についてご紹介します。お時間ございますときに、ぜひご一読くださいませ。

船場にある会社様、船場に住む皆様が安心して生活できることを願って

船場ホーム（法務） 通信

2014年8月号



※発行元：新行政書士事務所

「放置自動車の対応は？」

「放置自動車の対応はどうしたらいいですか？」と、駐車場の経営者さんからのご相談がございました。

「1週間前から駐車場に、車が放置されているけれど、警察は私有地なので対応してくれないので困っている・・・。」とのことでした。

まず、所有者を特定することから始めました。警察では所有者や使用者を教えてくださいませるので、陸運局で登録事項等証明書を発行して所有者を特定しました。

次は、所有者に内容証明郵便で車の移動と駐車料金を請求しました。行政書士としてできることはここまでで、それでも引き続き放置されている場合の対応は、以下の方法があります。

- ①簡易裁判所へ提訴する
「妨害排除請求」と「損害賠償請求」の訴訟を行い、判決が出てから処分する。
- ②無主物の帰属による処分
所有者と連絡が取れないなどの場合は、車の所有権を土地所有者が取得したとして処分する。

助成金情報

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

(中小企業庁)

小規模事業者の業務用エアコン、
冷蔵冷凍庫更新に補助金が使えます!!!

- ・4次締切 8月27日(水)
→採択時期:9月中旬予定
- ・最終締切 9月19日(金)
→採択時期:10月中旬



当事務所では、初めてのご相談は無料でお伺いしていますので、お悩み、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

(電話) 06・6245・8590



どちらの対応をするにしても、弁護士、司法書士に相談してください。ちなみに、今回はまだ放置されているため、提携司法書士に相談して進めていきます。

新 正伸 (しん まさのぶ)

1965年3月25日 大阪府大阪市で4人兄弟の長男として生まれました。7月は娘の幼稚園の夏祭りに参加しました。

西村 峰子 (にしむら みねこ)

1982年9月7日生まれ
7月に入籍し、名字がかわりました!!



新行政書士事務所

大阪府中央区久太郎町3-1-22 OSKビル3階
TEL: 06-6245-8590

[取扱い業務]

内容証明郵便、契約書作成、会社設立、医療法人設立、相続・遺言書作成、飲食店の営業許可、風俗営業許可、農地転用、帰化申請、在留資格(ビザ)に関する各種手続きなど

